

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（ＣＩＭ活用業務【受注者希望型】）

第１２条 本業務は、ＣＩＭ（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「ＣＩＭ活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「ＣＩＭ活用業務試行要領」を適用する。

２ 受注者は、ＣＩＭ活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

ＣＩＭ活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第１３条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

第1条 目的

徳島県が管理する「善蔵川排水機場」では、横軸の陸上ポンプが２台整備されている。当該機場は陸上ポンプであるため補機設備が整備されているが、定期点検結果より、主ポンプ設備の不具合の頻度と比べて、補機設備の不具合の頻度が多い状態である。よって、補機設備が不要である水中ポンプ等の更新検討を実施し、詳細設計を行う上での基礎資料とすることが本業務の目的である。

第2条 業務内容

1. 計画準備

本業務の実施にあたり、契約図書、既往資料等の内容を把握し、業務遂行の基本方針を定めるものとする。また、人員配置、工程計画の立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務計画書を作成する。

2. 設計協議

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務着手時、中間打合せ1回、成果品納品時の計3回の設計協議を行う。なお、その他にも、電話・メール等により発注者の意図が十分に反映できるように配慮する。

3. 資料収集整理

当該施設に関する資料（設計図書、仕様書、完成図書等）並びに修繕履歴等を収集整理する。

4. 現地踏査

現地踏査を実施し、水中ポンプ化を進める上での基礎資料とする。

5. 基本事項の検討

(1) ポンプ形式の検討

既存の陸上ポンプの水中ポンプ化を行う上で、水中ポンプ化の妥当性を確認するために、他形式も含めた上で比較検討を実施する。

(2) 揚程・主ポンプ諸元の決定

「既存吐出量」及び「内外水」等の条件を把握した上で揚程計算を実施し、主ポンプの諸元を決定する。

(3) 改修設備の抽出及び諸元決定

水中ポンプ化を行うことで改修が必要になる設備(付属設備、電源設備等)の抽出を行い、改修後の設備の諸元を決定する。

6. ポンプ電気設備計画

(1) 商用電源の要否の検討

当該機場は、三相電源の商用電源は引き込まれていない。しかし、改修後の当該機場の必要電気容量は増加すると考えられるため、商用電源の要否についての比較検討を行う。

(2) 電気設備の計画

改修後に必要となる「商用電源」及び「自家発電設備」等の電気設備の計画を行う。

(3) 燃料系統設備の改修

自家発電設備の「規格変更」或いは「増設」を行う場合は、燃料系統設備の改修を行い、必要稼働時間を満足させる計画とする。

7. 復元計算

水中ポンプ化に伴い、積載荷重が増加する可能性があるため、吸水槽の構造照査を実施する。

しかし、吸水槽の構造計算書が残存していないことから、設計図を基に復元計算を実施した上で、構造照査を行うものとする。

なお、積載荷重の設定は貸与資料を基に設定する方針であるが、貸与資料に記載のない荷重については、監督員と協議の上で積載荷重の想定を行う。

8. 設計図

今後、詳細設計を行う上での基礎資料として概略の設計図を作成する。

9. 施工計画検討

非出水期施工を原則とし、改修時においても主ポンプを1台以上稼働できるような施工計画の検討を行う。

上記が困難な場合は、監督員と協議を行う。

10. 概算工事費算出

水中ポンプ化工事の概算工事費の算出を行う。

11. 報告書作成

業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

- ・ 成果報告書（紙媒体）：1部
- ・ 〃（電子ファイル）：2部（正副各1部）

12. 照査

「詳細設計照査要領(徳島県県土整備部)」に準じて、照査技術者による照査を行う。

第3条 貸与品

- ・ 当該施設に関する設計図書、仕様書、完成図書及び修繕履歴